

## 川越まつり会館ショーウィンドウ内装等改修業務委託 特記仕様書

### 1 名称

川越まつり会館ショーウィンドウ内装等改修業務委託

### 2 目的

平成28年12月に、「川越氷川祭の山車行事（川越まつり）（以下「川越まつり」という。）」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、川越まつり会館の外部ショーウィンドウ内装等の改修をし、川越まつりの魅力発信、及び川越まつり会館の入館促進を図ることを目的とする。

### 3 期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）まで

### 4 業務内容

川越まつり会館ショーウィンドウ内装等改修業務委託（以下、「本業務」という。）は、川越まつり会館の外部ショーウィンドウについて、より魅力的で入館のきっかけとなる内容に改修する。

### 5 設計

- (1) 提案に基づいて発注者と協議を行い、改修に必要な設計を行う。
- (2) 設計にかかる発注者との打合せは、10回程度行うものとする。なお、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、発注者に報告するものとする。
- (3) 発注者と共に、川越市町並み委員会に出席し、委員からの意見を考慮すること。

※川越市町並み委員会とは、川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体に指定されている川越市伝統的建造物群保存地区の保存団体であり、毎月最終月曜日に定例会を開催している。

- (4) 業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ記録等を記載した業務計画書を作成する。
- (5) 本業務のうち、デザイン製作及び設計にかかる業務の成果物は以下のとおりとする。
  - ① 業務計画書（施工計画書）
  - ② 概略平面図
  - ③ 立面図
  - ④ 構造図
  - ⑤ 撤去図

⑥ 完成イメージ図（3 パース程度）

⑦ その他必要な図面や書類

(6) 上記成果物は、データ（PDF形式）及びA4版に製本した紙図面での納品とする。

## 6 工事

建設工事が発生する場合には、本仕様書に定める事項を行うもののほか、次の表に掲げる仕様書によるものとする。

また、建設工事の施工は、川越市内に本店を持つ事業者を選定するように努めるものとする。

工事の種類	仕様書の種類
土木工事	1 埼玉県土木工事共通仕様書
建築工事	1 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 2 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 3 木造建築工事標準仕様書 4 日本建築学会編集建築工事標準仕様（JASS）
電気設備工事	1 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 2 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）
機械設備工事	1 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 2 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工編）
解体工事	1 建築物解体工事共通仕様書

## 7 留意事項

- (1) 工事施工にあたっては、緊急時に来館者等の避難経路が確保できるように工事範囲及び影響範囲を各作業終了後に片付け清掃を行うこと。
- (2) 工事中に使用した範囲は現況復旧とし、工事による破損は受注者の負担において修復すること。
- (3) 工事施工にあたっては、工程及び仮設計画等を十分に検討し、監督員と十分協議のうえ、速やかに工事に着手すること。
- (4) 工事の着手、施工及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への届出、手続は受注者の負担において遅滞なく行うこと。
- (5) 工事施工にあたっては、施工計画書等を提出し、監督員の承諾を得ること。

## 8 特記事項

- (1) 仮設足場を設ける場合には、会館出入口及び道路付近は、入館者等の通行に支障がない範囲で開口を設け、開口周囲を養生すること。
- (2) 墜落防止、物体の落下、及び飛散防止措置をすること。また、入館者等の

安全確保のため、足場への侵入防止策を講じること。

- (3) 仮設足場材の搬入出時は、交通誘導員を配置すること。
- (4) 仮設足場組立作業時は、公衆災害を防止するために必要な策を講じ、第三者の安全を確保すること。
- (5) 施工範囲は最小限とするとともに、入館者等の通路を確保したうえで、交通誘導員を配置すること。
- (6) 資材等の搬入出については、やむを得ない事由がある場合を除き、川越まつり会館駐車場から行うこと。

## 9 その他

- (1) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。
- (2) 設置後に展示物に瑕疵があった場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。また、委託期間終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。
- (4) 受注者は、本業務で作成した展示物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び利用権を川越市に譲渡するものとする。また受注者は、著作者人格権を行使できないものとする。
- (5) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

## 10 担当

川越市産業観光部 観光課

観光企画担当 小高、村山（観光課）

観光推進担当 三上、吉田（川越まつり会館）

所在地 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-5940（観光課直通）

049-225-2727（川越まつり会館）

FAX 049-224-8712

メールアドレス kanko@city.kawagoe.saitama.jp